

平成28年5月

お客さま各位

東京ガス株式会社  
N G V 事業部

### 石油石炭税の税率改定に伴う圧縮天然ガス(CNG)料金の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月から、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」により石油石炭税の税率が改定されました。つきましては、TGカード利用約款を改定し、CNG料金を下記のとおり調整させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 「TGカード利用約款」の改訂項目

- (1) 「別表第1(2)①」の調整額

#### 2. 改定内容

##### ①税率改定額

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による平成28年4月1日からの税率改定(下表参照)に伴い、平成28年7月分のご請求から、CNG料金の毎月の調整額に税率改定額=0.22円/m<sup>3</sup>(消費税込)を段階的に加算させていただきます。

##### <税率の改定内容>

	改定前【現行】	改定後
LNGに係る税率	1,600円/トン	1,860円/トン
LPGに係る税率	1,600円/トン	1,860円/トン

##### <税率改定額の算出式>

CNGに係る平成28年4月1日の石油石炭税の税率改定額(全額)

$$= \{ (\text{トン当たりLNG関連石油石炭税等租税課金変動額} (1,860 - 1,600) \times 0.9479^{*1} \\ + \text{トン当たりLPG関連石油石炭税等租税課金変動額} (1,860 - 1,600) \times 0.0546^{*1}) \div 100 \\ \times 0.081 \} \times (1 + \text{消費税率}) = 0.22 \text{円/m}^3 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

※1 : CNGの原料構成比

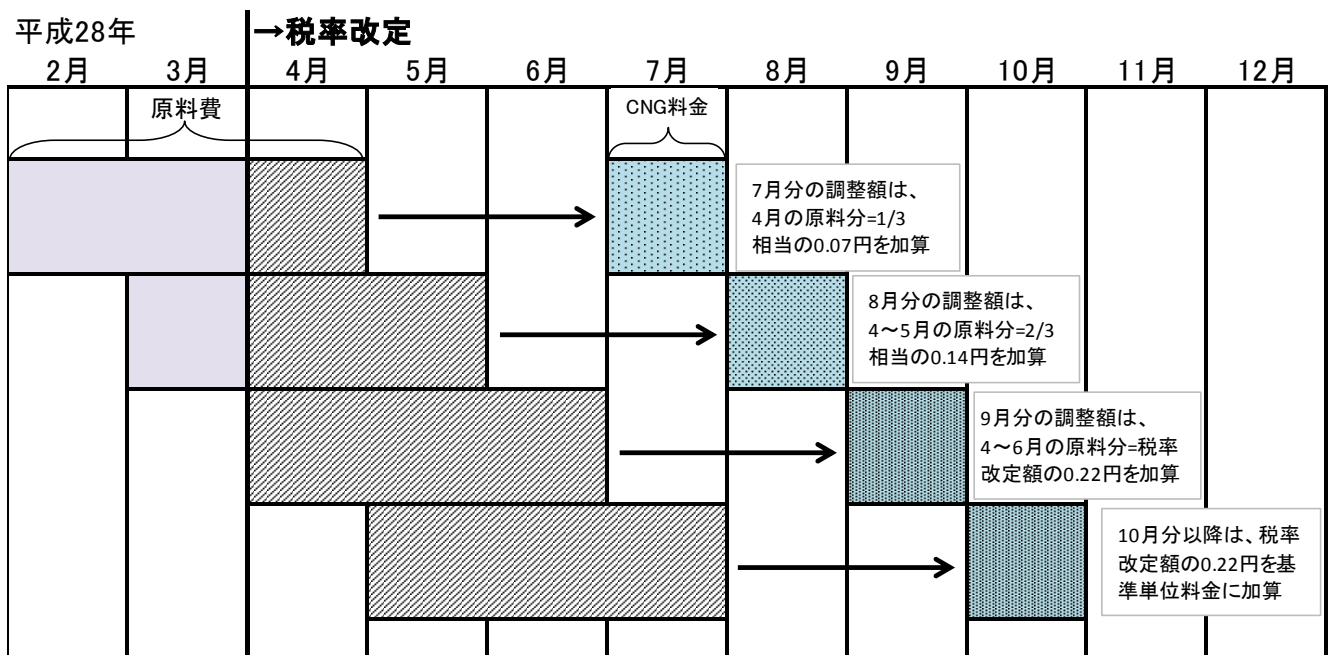
##### ②税率改定額の適用時期

税率改定額(0.22円/m<sup>3</sup>(消費税込))は、TGカード利用約款の第4条及び第5条に基づいて、平成28年7月分のご請求から、以下のとおり、料金算定期間により段階的に加算させていただきます。

- 平成28年7月分の基準単位料金調整額は、平成28年2月から4月までを算定期間とする平均原料価格と基準平均原料価格の差額に基づいて算定された調整額に、税率改定額の1/3に相当する0.07円/m<sup>3</sup>（消費税込）を加算します。
- 平成28年8月分の基準単位料金調整額は、平成28年3月から5月までを算定期間とする平均原料価格と基準平均原料価格の差額に基づいて算定された調整額に、税率改定額の2/3に相当する0.14円/m<sup>3</sup>（消費税込）を加算します。
- 平成28年9月分の基準単位料金調整額は、平成28年4月から6月までを算定期間とする平均原料価格と基準平均原料価格の差額に基づいて算定された調整額に、税率改定額の全額となる0.22円/m<sup>3</sup>（消費税込）を加算します。
- 平成28年10月分以降の基準単位料金は、TGカード利用約款の別表第1（1）の基準単位料金（消費税込）に、税率改定額の全額となる0.22円/m<sup>3</sup>（消費税込）を加算した金額とし、上記調整額への加算の取扱いは適用しません。

<適用時期の考え方>

TGカード利用約款においては、毎月の調整額を算出するための「平均原料価格」を、利用代金の集計期間の末日が属する月の5ヶ月前から3ヶ月前の3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定しています。たとえば、7月の調整額は、2月から4月の平均原料価格を基に算定されます。石油石炭税の改定された税率が適用されるのは平成28年4月以降であることから、同月以降の原料価格が含まれる同年7月から、段階的に改定額を加算します。



以上